

東京医療保健大学大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院学則（以下「学則」という。）第29条第3項の規定に基づき、東京医療保健大学大学院における科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学を志願できる者は、学則第11条（入学資格）に定める修士課程の入学資格に適合する者とする。

(入学時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号の書類に別に定める選考料を添えて、所定の期日までに学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書または卒業（修了）見込証明書
- (4) 最終学校の成績証明書
- (5) 健康診断書
- (6) その他本学が指定する書類

(選考)

第5条 科目等履修を志願する者の選考は、書類選考及び面接試験とし、本学正規課程の学生の教育に支障がない場合に限り、学部・研究科運営会議または研究科教授会の議を経て学長が許可する。

(入学手続)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料及び履修料を納入し、入学に必要な手続を行わなければならない。入学料及び履修料については別に定める。

2 前項の入学手続きを完了しない者は、入学許可を取り消す。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、原則として1年以内とする。ただし、願出により、期間の延長を許可することができる。

(履修許可科目及び単位数)

第8条 科目等履修生が履修することができる授業科目は、学部・研究科運営会議または研究科教授会で定められたものとし、履修できる単位数は原則として10単位以内とする。また、出願した年度において、未開講または科目責任者の許可のない科目は履修できない。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により合格した者には所定の単位を認定する。

(証明書の交付)

第10条 前条に規定する単位を認定したときは、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、その旨願出、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 科目等履修生として不相当と認められた場合は、学長は科目等履修生の身分を取り消すことができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。